別表第九の表以外の部分第三号2中「職業訓練指導員等」を「通信制訓練以外の職業訓練指導員等」に改め、同号に次のように加える。

3　通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、次の各表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の二十パーセントに相当する時間とする。

別表第十の表以外の部分中「指導員訓練」を「指導員技術向上訓練」に改める。

様式第八号（第四十条関係）

職業訓練指導員免許申請書

職業訓練指導員の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　申請免許職種名

2　職業能力開発促進法第28条第３項各号の該当状況（該当するものを○で囲むこと。）

一　長期養成課程、短期養成課程又は職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）

二　職業訓練指導員試験に合格した者

三　その他（　　）

3　成年被後見人又は被保佐人に該当（する・しない）

4　禁錮以上の刑に処せられたことの有無　　有・無

5　職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無　　有・無

取消し都道府県知事名

取消し年月日　　年　　月　　日

取消し理由

年　　月　　日

住　所

（ふりがな）

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

都道府県知事　殿

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条第二号の規定は、公布の日から施行する。

（指導員訓練の訓練課程に関する暫定措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十六条の五に規定する長期課程、専門課程、研究課程及び応用研究課程（以下「長期課程等」という。）の指導員訓練を受けている者が当該訓練を修了し、又は退校するまでの間、これらの者が受ける指導員訓練の訓練課程は、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の五の規定にかかわらず、長期課程等とする。

（指導員訓練の訓練基準に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に長期課程等の指導員訓練を受けている者に対する指導員訓練に関する基準については、なお従前の例による。

2　旧規則別表第八に定める基準（以下「旧基準」という。）による長期課程の指導員訓練を修了した者の受けることができる免許職種については、なお従前の例による。

3　旧規則別表第九に定める基準による専門課程の指導員訓練を修了した者の受けることができる免許職種については、なお従前の例による。

（職業訓練指導員免許の受験資格に関する経過措置）

第四条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第三項第二号の厚生労働省で定める実務の経験を有する者は、新規則第四十五条の二第二項に定める者のほか、旧基準による長期課程の指導員訓練（廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧法」という。）第七条第二項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が四年であるものを含む。以下同じ。）を修了した者で、その後、当該免許職種に関し一年以上の実務経験を有するものとする。

（専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等に関する経過措置）

第五条　法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程及び応用課程の職業訓練指導員について、それぞれ新規則第四十八条の二第二項各号及び第三項各号に掲げる者のほか、旧規則第三十六条の九に定める基準による応用研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは旧規則第三十六条の八に定める基準による研究課程の指導員訓練を修了した者又は五年以上の実務の経験を有する旧基準による長期課程の指導員訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものとする。

（技能検定の受検資格に関する経過措置）

第六条　法第四十五条第二号の厚生労働省令で定める実務の経験を有する者は、一級の技能検定については、新規則第六十四条の二第二項各号に掲げる者のほか、検定職種に関し、旧基準による長期課程の指導員訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するものとする。

2　法第四十五条第三号の厚生労働省で定める者は、二級及び単一等級の技能検定については、それぞれ新規則第六十四条の三第三項各号及び第六十四条の六第三項各号に掲げる者のほか、検定職種に関し、旧基準による長期課程の指導員訓練を修了した者とする。

3　法第四十五条第三号の厚生労働省で定める者は、三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定については、それぞれ新規則第六十四条の四第三項各号及び第六十四条の五第三項各号に掲げる者のほか、検定職種に関し、旧基準による長期課程の指導員訓練を修了した者又は受けている者とする。

告　示

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町古川字本郷五〇二二の一、五〇二二の二、五〇二三、五〇二四、五〇二六の一、五〇二六の二、五〇二九の一、五〇三七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字入谷甲二七四五の一、甲二七四五の二、甲二七四六、甲二七五二、甲二七五五の五、甲二七五七の一、甲二七六一の三、甲二七六八の一、甲四〇七二、甲七一三五の二三、甲七一三五の二八、甲七一四五の二、甲七一四七の二、甲七一五三の二、甲七一五九の一、甲七一六〇の一、甲七一六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。